

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は企業価値の長期的な拡大のため、幅広いステークホルダーとの確固たる信頼関係を構築していくことが重要であると認識しております。説明責任を果たし、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるべく、コーポレート・ガバナンス体制の整備に継続的に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使及び招集通知の英訳等)

議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討してまいります。

#### 【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

現在、グローバルに業務を展開している当社の事業活動に関し、広範かつ高度な視点から助言くださる候補者の検討を進めております。また、独立社外取締役の増員による解決のみに拘らず、監査等委員会設置会社への移行等、コーポレート・ガバナンス体制自体の再構築も視野に入れており、検討に時間を要しております。

#### 【原則4-10-1】(重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言)

役員の報酬決定にあたっては、経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識、洞察力等を活用した職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、当社業績への寄与度等、その達成状況も加味して報酬を支払うこととしております。また、役員の指名については、当社が置かれる環境を理解し、グローバル規模での競争を念頭に置いて、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出し得る人材を経営陣幹部とするため、知識、複数の部門における業務経験、プロジェクトや部門等のリーダーを務めた経験、海外経験等の要素を勘案し、経営会議等での十分な評価及び事前審議を経て、取締役会における最終的な選任または指名を行っております。こうした現状の体系により、取締役会の機能の独立性・客観性が十分に確保されていると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-3】(資本政策の基本的な考え方)

当社は、当社グループの事業のグローバルな展開等による株主価値の向上を目指しております。迅速かつ果敢な事業展開を行うために必要となる十分な株主資本の水準、および安定的な経営を担保する株主構成を保持することを、資本政策の基本としております。

#### 【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

安定的取引関係の維持・強化を政策保有の主な目的としており、取引先としての重要性等を総合的に勘案した上で、保有の必要性及び経済合理性を検討しております。機動的な資金調達が必要となった際には、政策保有株式の売却を検討し、実行に移しております。

政策保有株式の議決権行使については、当社株主に対する受託者責任の一環として捉え、各株式の保有目的を踏まえつつ、下記基準に従い適切に対応してまいります。

- (1) 当社の政策保有株式については、原則としてその全ての議決権を行使します。
- (2) 中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点及び当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。説明または根拠が不十分、もしくは曖昧で、株主が不利益を被る可能性がある議案については、原則として反対票を投じます。
- (3) 会社議案に賛成できないと判断する際は、政策保有株式売却の要否について検討を行うことがあります。

#### 【原則1-7】(関連当事者間の取引)

関連当事者との取引につきましては、役員が取締役を兼任している会社等との取引など、利益相反のおそれのある取引を行う場合には、当該取引につき取締役会にて承認を得ております。また、取引後は、遅滞なく当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しております。

#### 【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)

##### i. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

下記の当社公式ウェブページにおいて開示しておりますので、ご参照ください。

<http://www.takata.com>

<http://www.takata.com/about/wish.html>

<http://www.takata.com/ir/material.html>

##### ii. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

第13期有価証券報告書([http://www.takata.com/ir/ir\\_pdf/uhho\\_20160629.pdf](http://www.takata.com/ir/ir_pdf/uhho_20160629.pdf)) 34ページから41ページまでに記載の「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び本報告書等において開示しております。

##### iii. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識、洞察力等を活用した職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、当社業績への寄与度等、その達成状況も加味して報酬を支払うこととしております。なお、取締役の報酬限度額は、第3回定時株主総会において年額7億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と定められております。

現在の報酬制度は、業務遂行の達成度を報酬決定に加味することにより健全な動機付けに資すると考えているため、ストックオプションは導入していません。

##### iv. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社が置かれる環境を理解し、グローバル規模での競争を念頭に置いて、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出していける人材を経営陣幹部といたします。具体的には、知識、複数の部門における業務経験、プロジェクトや部門等のリーダーを務めた経験、海外経験等の要素を勘案し、経営会議等での十分な評価および事前審議を経て、取締役会における最終的な選任または指名を行います。

v. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任にあたっての説明については、「第13回定時株主総会招集ご通知」58ページから62ページまでに記載しておりますので、ご参照下さい。

#### 【原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会から権限委譲を受けた審議体として、経営会議を設置し、取締役会の決定事項等について事前審議をするとともに、取締役会の決議事項以外の重要な事項について意思決定を行っております。

#### 【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、以下の事項をすべて満たす場合に、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- (1) 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在又は過去3年において、当社又は当社子会社の業務執行取締役又は執行役として在職していない。
- (2) 当該社外取締役が、現在、業務執行取締役、執行役又は従業員として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合は、その取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%を超えていない
- (3) 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬(当社取締役としての報酬を除く)を受けていない
- (4) 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、約1,000万円を超えていない

#### 【原則4-11-1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

グローバルな環境変化に合わせて迅速かつ果敢な意思決定を行い、かつ意見の多様性を確保するため、取締役の人数は11名以下の適切な人数と定めております。

取締役の選任にあたっては、性別・年齢・人種などを問うことはせず、事業に係る意思決定を行うにあたり必要とされる能力・知識・経験を持つことを基準としております。

#### 【原則4-11-2】取締役、監査役の兼任状況

取締役 吉田勉は、株式会社QDレーザー取締役に兼任しております。社外監査役 佐藤正典は、品川リフクトリーズ株式会社社外取締役(監査等委員)及び全国農業協同組合中央会理事・監査委員長を兼任しております。社外監査役 安田博延は、アステラス製薬株式会社社外取締役及び株式会社リミックスポイント社外取締役(監査等委員)を兼任しております。その他の取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任していません。

#### 【原則4-11-3】(取締役会の実効性評価)

当社取締役会は、平成27年度の実効性について分析・評価を行いました。分析・評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

(分析・評価の方法)

取締役会事務局が提供したアンケートへの回答を通じて、取締役会の実効性について、取締役が自己評価を実施しました。また監査役も同様の方法により、取締役会の実効性について意見を示しました。さらに、アンケート結果から必要があると思われる役員を対象として、インタビューを実施しました。なお、アンケート結果の取りまとめ及びインタビューは外部弁護士が行いました。

(評価結果の概要)

以下の事項から、当社取締役会の実効性は概ね確保できているという認識を共有いたしました。

- (1) 取締役会は月1回以上の頻度で開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されています。
- (2) 各取締役会には取締役及び監査役のほぼ全員が出席しており、各議題を議論するための十分な時間を確保しています。
- (3) 各取締役会上程される議題は、審議基準に従い概ね適切に選択されています。
- (4) 各取締役会では、各取締役から積極的に意見が述べられているだけでなく、各監査役も適宜質問するなど、活発な議論が行われる環境が形成されてきています。

一方、取締役会の構成については、社外取締役を複数選任し、より客観的な意思決定及び監督を行うこと、議案に関する事前の情報共有については、より有意義な議論を行えるようにするため、一層の充実を図ることが課題として共有されており、本課題への対応を通じて当社取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。

#### 【原則4-14-2】(取締役、監査役の人材育成方針)

当社は、役員がその責務を適切に果たすことができるよう、当社の経営理念や製品、ガバナンスの方針等について、適宜社内外の専門家によるトレーニングを行います。また、役員が外部の勉強会等への参加を希望し、それが当社の役員としての職務に有用であると認める場合には、必要に応じて費用等を支援いたします。

#### 【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は企業価値の中長期的な向上を目指し、幅広いステークホルダーとの信頼関係を維持・構築することが重要であると認識しており、適切に説明責任を果たすべく、株主との建設的な対話を促進してまいります。

具体的には、株主・投資家への対応を担当する専任部署として、人事・総務本部内にIR部を設置し、人事・総務本部長である執行役員 川崎修が、株主・投資家への対応を総括しております。

IR部は、関連部門と適時情報共有及び連携を行いつつ、決算説明会の開催、株主通信及びアニュアルレポートの発行等により、株主への情報提供に努めるほか、必要に応じて株主との個別面談に対応いたします。なお、こうした活動に際し、インサイダー情報を適切に管理するため、インサイダー取引防止規程を制定し、それに則った運用を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TKJ株式会社	43,361,220	52.14
高田 重久	2,400,000	2.89
高田 暁子	1,711,800	2.06
株式会社三井住友銀行	1,300,000	1.56
エステイー株式会社	1,250,000	1.50
本田技研工業株式会社	1,000,000	1.20
高田 和彦	853,780	1.03
宮澤 節子	782,600	0.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	650,000	0.78
農林中央金庫	650,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	TKJ株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社主要株主であるTKJ株式会社は、自己の計算において当社議決権の過半数を所有しており、当社の支配株主であります。また、同社の代表取締役社長が、当社の代表取締役会長兼社長を兼務しております。

しかし、同社は資産管理業務を主目的としており、当社との間に、営業取引、融資、債務保証、担保提供等の取引関係は存在いたしません。

なお、将来、同社の業務に変更があり当社との間に取引発生の可能性が生じた場合には、速やかに少数株主保護のための具体策を策定いたします。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西岡 浩史	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西岡 浩史	○	—	社外取締役が経営全般に対する監督機能を十分に果たすためには、当社からの完全な独立性のみならず、経営に関する専門性も必要であると考え、適任であると判断しております。独立役員についても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを前提として、役員として企業経営にあたるための専門性も求められると考えております。かかる観点に照らして、当社が独自に定める独立性基準を満たし、かつ、上場会社を含む複数の企業において役員としての経歴を有する企業経営の専門家であることから、独立役員に相応しいと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から定期的に監査に関する報告を受け、相互に連携をとりながら監査を実施しております。  
また、監査役は、監査室および会計監査人との三者懇談会を計画的に実施し、意見交換等を行い、監査の実効性を高めております。監査役は、海外子会社の内部監査に合わせて現地マネージメントの監査を行うことがあり、また監査役による本部長面談に監査室が同席するなど、お互いに連携しつつ監査を行っております。

社外監査役を選任している状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
安田 博延	弁護士														
佐藤 正典	公認会計士	●							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 博延		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。</li> <li>・社外監査役が、経営全般に対するチェック機能を十分に果たすためには、当社からの独立性とともに、専門性が重要であると考え、主要取引先等の出身者を排すとともに、法律の専門家である人物を選任しております。</li> </ul>
佐藤 正典		当社の使用人の二親等以内の親族であります。また、過去2年間の間に当社顧問としての報酬を受けておりましたが、現在は報酬を受けておらず、今後も受ける予定はありません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士としての豊富な知識・経験により、会計処理及び会計監査の適正性監査が充実するものと考えております。</li> <li>・社外監査役が、経営全般に対するチェック機能を十分に果たすためには、当社からの独立性とともに、専門性が重要であると考え、主要取引先等の出身者を排すとともに、会計の専門家である人物を選任しております。</li> </ul>

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の任期を1年とすることにより、経営責任を明確にしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第12期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。  
・取締役を支払った報酬：5名、227百万円(うち社外取締役18百万円)

(注)取締役には、使用人としての報酬は支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役の経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識、洞察力等を活用した職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、当社業績への寄与度等、その達成状況も加味して報酬を支払うこととしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、取締役会の議案に関して事前に説明を行うなど、必要な情報を適切に提供することとしております。また社外取締役は、監査役との意見交換により情報共有をはかっております。  
社外監査役を含む監査役は、会計監査人および監査室と監査計画の交換・意見交換等の場を持つなどして、情報の共有及び相互の連携をはかり、監査の実効性を高めております。また、経理部門や法務部門などの統制部門から、監査役に対して、監査役監査に必要な情報を報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 【業務執行、監査・監督】

当社では、経営上の重要な意思決定を行い、業務執行機関である各取締役を監督する機関としての取締役会を、原則として毎月1回定期的に開催するほか、随時に臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制としております。当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関として位置付けられ、グループに係る重要な意思決定は当社取締役会を通じることとし、グループ全体の統制を図っております。さらに、取締役会は、当社が独自に定める独立性基準に基づき選任した独立社外取締役1名を構成員に加えることにより、各取締役の監督機関としての機能を増していると考えております。  
また、取締役会から権限委譲を受けた執行側の最高意思決定機関として、取締役社長を議長とする経営会議を定期的に(原則として月1回以上)開催し、取締役会の決定事項等について事前審議をするとともに、取締役会決議事項以外の重要な事項を決定しております。  
監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)により構成され、監査役会で作成された監査方針、監査計画に従い、取締役会への出席や、各業務部門、及び子会社の業務監査を通じて、経営に対する監査機能を発揮しております。  
監査役は、会計監査人による会計監査の報告を踏まえ、随時に意見交換を実施し監査の実効性を高めるとともに、監査室との共同監査も実施し、社内情報の把握に努めております。

### 【指名】

当社が置かれる環境を理解し、グローバル規模での競争を念頭に置いて、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出していける人材を経営幹部としております。具体的には、知識、複数の部門における業務経験、プロジェクトや部門等のリーダーを務めた経験、海外経験等の要素を勘案し、経営会議等での十分な評価および事前審議を経て、取締役会における最終的な指名または選任を行っております。

【報酬決定】

役員の報酬決定にあたっては、経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識、洞察力等を活用した職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、当社業績への寄与度等、その達成状況も加味して報酬を支払うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会に、高い独立性と専門性を併せ持つ社外取締役を配するとともに、監査役については、内部監査組織(監査室)と連携できる体制を整えております。両者が連携することにより、取締役会の監督機能が強化され、監査役についても、取締役会における議決権を有しないなどの権限の限界が補われるものと考えております。したがって、現状の体制においても、経営に対する監督機能が十分に働いているものと考えております。ただし、コーポレートガバナンス・コード等の内容も踏まえ、より透明かつ効率的な経営体制の構築のため、今後も継続的に検討を行ってまいります。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	—

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算時、中間決算時に説明会を実施いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報等を掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループで働く従業員全てが共有する行動指針として、「わたしたちの行動指針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	クルマと環境の共生をサポートすべく、当社グループでは、環境管理実行委員会を中心とした活動により、環境保全や資源の有効活用に取り組んでおります。次の世代にゆたかな自然を伝えるための環境マネジメント規格「ISO14001」の取得にグループ全社が取り組み、工場に加え本日も認証取得を果たしています。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。なお、子会社については、その規模、業容および各国の法令を考慮し、適切な体制を構築していきます。

#### (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び社内規則を遵守するために、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の役員及び従業員が共有する「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底をはかる。  
当社グループのコンプライアンスを推進するために、地域ごとにコンプライアンスオフィサーを任命するとともに「コンプライアンス委員会」等を設置し、コンプライアンス体制の整備を行う。また、当社グループの役員及び従業員が利用できる、社外の「内部通報窓口」を設置する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る、取締役会その他の重要な会議の議事録等の情報については、法令及び文書管理方針に基づき、適切に保存及び管理する。

#### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの経営に関する重要事項については、審議基準に基づき、取締役会、経営会議等に付議しリスクを評価検討したうえで決定する。

当社は、当社グループのリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク管理を推進する担当役員を任命し、当社グループのリスク情報を収集・評価、リスク管理に必要な対応を指示、推進し、その進捗状況をモニタリングする。

#### (4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グローバルに機能的な組織運営体制を整備し、経営の重要事項に関しては、取締役会及び経営会議等の重要な審議体において、審議基準に基づき迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築するとともに、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。  
効率的で効果的な経営を行うために、当社グループの中期及び年度計画等を定め、その共有をはかり推進する。

#### (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の子会社管理規程に基づき、子会社の経営に関する重要な事項について当社への定期的な報告を義務付けることにより、子会社の情報を適切に把握し、子会社を適正に管理する体制を構築する。

#### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

当社グループは、「わたしたちの行動指針」やコーポレートガバナンスに関する方針の共有をはかるとともに、子会社においても各国の法令や各社の業容に合わせたコーポレートガバナンスを推進する。  
当社が、子会社の内部統制システムの整備及び運用の状況をモニタリングするとともに、各子会社の役員やコンプライアンスオフィサーと連携し、グローバルカンパニーとして、企業集団における業務の適正を確保する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置することとする。  
監査役の職務を補助する専任の使用人を配置した場合には、当該使用人は、取締役の指揮命令を受けず、もっぱら監査役及び監査役会の指揮命令の下で職務を遂行しなければならない。  
当社は、当該使用人が当該指揮命令に従わない場合には、社内処分の対象とすることを検討する。

#### (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役、取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員は、当社の監査役に対して、当社グループの事業状況、内部統制システムの整備及び運用の状況などを定期的に報告するほか、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項を発見し又は当社グループの他の役職員から報告を受けた場合にも、速やかに報告する。  
また、監査役から求められた事項についても、当社グループの役職員は、適時報告を行う。

#### (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に対して報告を行った当社グループの役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知する。

#### (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の支払いをする。

#### (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門や統制部門は連携し、当社グループの内部統制の整備・運用状況について監査を実施するほか、監査役は経営に関わる重要な会議に出席する。  
取締役は必要に応じ監査役との意見交換会を開催する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

#### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当企業グループは、「わたしたちの行動指針」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、一切関係を持ちません。

#### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「わたしたちの行動指針」の当社グループ役員及び社員への周知徹底に努めております。

また、反社会的勢力に関する情報収集を行い、必要に応じてその共有化を図っております。  
さらに、反社会的勢力による不当要求等に対しては、担当部署に報告及び相談する体制を構築しております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、「適時情報開示規程」を定めており、同規程に基づき金融商品取引法等関連法規ならびに金融商品取引所が定める有価証券上場規程や法令の趣旨に従い投資者に対し適時・適切な会社の重要情報を開示するとともに、常に投資者の視点に立った迅速・正確かつ公平な会社の重要情報の開示業務を行う事で適切な企業価値の創造と企業の社会的責任を果たす事を目的としています。

- 1) 開示担当部門は人事・総務本部IR部とします。
- 2) 情報取扱責任者は人事・総務本部長とします。
- 3) 情報取扱責任者は、会社情報の開示の要否並びに開示内容の検討を行い適時情報開示規程に基づいた情報開示を適時適切に行うため、開示審議会を開催します。開示審議会の構成は、人事・総務本部長を議長とし、経営企画本部長・経理財務本部長、法務本部長および必要に応じて関係部署の本部長で構成されます。
- 4) 重要情報の収集体制  
各本部および子会社に情報開示担当者を配置します。任命された情報開示担当者は重要な情報を速やかに情報取扱責任者に伝えることとします。
- 5) 情報公開  
情報取扱責任者は、開示審議会の決定について会長の承認を得て、金融商品取引法等関連法規並びに金融商品取引所が定める有価証券上場規程や法令の趣旨に従い投資家に対し適時・適切な会社の重要情報を開示します。